



毎月10日発行



うるま市与那城伊計 伊計大橋

- 1 令和7年度 省エネ運転講習会を開催
- 2 「外国人特定技能制度」に関する説明会開催
- 3 2025年度「安全運転講習会」を各地域で開催
- 5 令和7年度 物流セミナーを開催  
ゆがふ製糖 令和7年・8年期 製糖開始式
- 6 令和8年度「安全衛生標語」募集のご案内
- 11 令和8年1月1日から「下請法」は「取適法」へ

- 13 女性部会「沖縄トラックガールカレンダー 2026」を作成しました  
「緊急ミニトイレ」の配布
- 14 令和7年 年末年始の交通安全県民運動開始式 飲酒運転根絶対策優良事業所表彰  
沖ト協無事故・事業繁栄祈願  
協会日誌(行事予定)  
会員だより

**裏表紙** トラック運送事業の適正原価に関する実態調査への協力依頼について

# 令和7年度 省エネ運転講習会を開催

令和8年1月17日(土)に、いすゞ自動車九州株式会社 沖縄支社様ご協力のもと標記講習会を九州沖縄トラック研修会館にて開催し、17名が参加しました。

各自、通常走行後、講師の指導によりエコドライブを行った結果、表のとおりになりました。また、通常走行、省エネ走行とも所要時間にあまり差がないこともわかりました。

省エネ運転は、事故防止、環境問題の改善、輸送コストの低減など一石三鳥が見込まれ、事業者はもちろん、運転者も積極的に取り組んでいきましょう。

なお、次年度も開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。

## ※受講者による燃費削減額データ (平均値)

1月17日 (土)	年間走行距離	通常運転燃費	省エネ運転燃費	燃料代	車両数	燃料費削減額
	50,000km	7.26km/ℓ	8.55km/ℓ	149円	1台	336,000円



座学講習



いすゞ自動車九州(株) 沖縄支社  
田多支店長 ご挨拶



実車講習



修了証の交付

# 「外国人特定技能制度」に関する説明会開催

去る令和7年12月16日(火)九州沖縄トラック研修会館5階にて、標記セミナーを開催しました。深刻化する労働力不足を解消するため、一定の技能と専門性を持った外国人材を即戦力として雇用する制度として、昨年12月から特定技能評価試験等も始まり、業界紙ではこの制度を利用した外国人採用についての特集が数多く掲載されたり等、人材確保への糸口として関心度が上がっています。この制度における県内事業者からの質問や相談等も増加傾向にありましたので、改めて外国人特定技能制度の内容を周知する機会を設けるための説明会を開催しました。

まず始めに第一部では「外国人特定技能制度の概要」について、公益社団法人全日本トラック協会経営改善事業部の坂本部長から、制度の背景や受入事業者の資格要件、受け入れまでの流れ等の詳細について説明がありました。

質疑応答では外国人ドライバーの事故防止、安全対策についての質問があり、また今後の外国人ドライバー受け入れや特定技能制度の今後の展望についての質問や回答があり活発で有意義な説明会となりました。

また、第二部は(株)ニホント様、(株)ProudPartners様、(株)りゅうせきフロントライン様の各登録支援機関がそれぞれの特色を説明し、各機関が力をいれている部分や、国の特色等をお話しいただき最後に個別相談会を行いました。



公益社団法人  
全日本トラック協会  
経営改善事業部 坂本部長



(株)ニホント様



(株)ProudPartners様



(株)りゅうせきフロントライン様



会場の様子

2025年度

# 「安全運転講習会」を各地域で開催

2025年度における標記講習会を下記のとおり、各地域で開催しました。

会員事業者の皆様におかれましては業務多忙の中、多くの方々にご参加いただきありがとうございました。講習の前半部分では、各地域の警察署等の講師をお招きし、「交通事故の発生状況及び抑止策」と「飲酒運転根絶」について安全講話を行いました。後半では、沖縄県適正化実施機関の指導員から近年の法改正等周知事項について説明があり、参加された方々は熱心に聞き入っていました。本説明会で得た情報を各事業所でも共有し、今後の交通事故防止にご活用いただきたいと思います。

地区	開催場所・日時	講習内容・講師名	参加人数
宮古	宮古地区トラック事業協同組合(2F) 5月22日(木) 16:00~17:00	「交通事故の発生状況と抑止策及び飲酒運転根絶について」 沖縄県宮古島警察署 交通課 担当官 様	20名
中部	沖縄商工会議所 ホール 6月3日(火) 18:00~19:00	「交通事故の発生状況と抑止策及び飲酒運転根絶について」 沖縄県沖縄警察署 交通課 担当官 様	44名
南部	シャボン玉石けんくる糸満 6月10日(火) 18:00~19:00	「交通事故の発生状況と抑止策及び飲酒運転根絶について」 沖縄県糸満警察署 交通課 担当官 様	69名
北部	宜野座村ふれあい交流センター ホール 6月12日(木) 18:00~19:00	「交通事故の発生状況と抑止策及び飲酒運転根絶について」 沖縄県石川警察署 交通課 担当官 様	19名
那覇①	九州沖縄トラック研修会館(5F) 6月13日(金) 14:00~15:00	「交通事故の発生状況と抑止策及び飲酒運転根絶について」 糸満自動車学校技能検定員 一 教習指導員 様	59名
八重山	八重山トラック事業協同組合(2F) 6月19日(木) 17:00~18:00	「交通事故の発生状況と抑止策及び飲酒運転根絶について」 沖縄県八重山警察署 交通課 担当官 様	12名
那覇②	九州沖縄トラック研修会館(5F) 6月24日(火) 18:00~19:00	「交通事故の発生状況と抑止策及び飲酒運転根絶について」 糸満自動車学校技能検定員 一 教習指導員 様	74名
那覇③	九州沖縄トラック研修会館(5F) 6月25日(水) 18:00~19:00	「交通事故の発生状況と抑止策及び飲酒運転根絶について」 糸満自動車学校技能検定員 一 教習指導員 様	102名
久米島	具志川村農村環境改善センター 10月23日(木) 18:00~19:00	「交通事故の発生状況と抑止策及び飲酒運転根絶について」 沖縄県那覇警察署 地域課 久米島交番所長 様	32名
			合計 431名



宮古地区



中部地区



南部地区



北部地区



那覇地区①



八重山地区



那覇地区①②③ 講師



久米島地区

## 令和7年度 物流セミナーを開催

去る令和8年1月14日(水)九州沖縄トラック研修会館5階にて、物流セミナーを開催しました。

今回の物流セミナーは、取適法(改正下請法)、改正物流効率化法、改正貨物自動車運送事業法などの法改正について、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課長 森様、経済産業部 商務通商課 課長補佐 新崎様、運輸部 陸上交通課 課長補佐 比屋根様にご説明いただきました。これらの改正は一般貨物運送事業者以外の企業様にも大変関係が深い内容ですので、今回は会員事業者以外の荷主企業、倉庫会社などの企業様も多く参加しました。

当協会新垣副会長が開会挨拶を行い、法改正の理解促進の重要性やその背景にある運転手不足という喫緊の課題について、さらに飲酒運転や危険運転等の根絶を目指し交通事故防止対策の充実強化の取り組みについての話がありました。

各法改正の講話では「中小受託取引適正化法(通称：取適法)」の規制ポイントや改正内容、「改正物流効率化法」の「荷主・物流事業者に対する規制的措置」について、「改正貨物自動車運送事業法」の「トラック事業者の取引に対する規制的措置」や「トラック適正化二法」についての説明がありました。



新垣副会長 開会挨拶



会場の様子

## ゆがふ製糖 令和7年 / 8年期 製糖開始式

昨年12月23日(火)、ゆがふ製糖で令和7年 / 8年期における「製糖開始式」が開催された。

ゆがふ製糖(株)島尻勝広社長の主催者挨拶の中で、「今期のさとうきびの作柄については、大きな気象災害は無かったことから生育は概ね順調で昨年に続き豊作を見込んでいる。品質面においては、甘蔗糖度は高く、製糖歩留についても前年を上回ることを期待している。」等の説明があった。

さとうきび運搬に従事される皆様におかれましては健康に留意され、法令遵守で無事故無違反、さとうきびの落下防止等に努めて頂きますようお願い申し上げます。

※沖縄本島全域のさとうきび生産量見込：111,210トン

※製糖期間見込：令和7年12月23日(火)～令和8年3月16日(月)



島尻社長挨拶



原料さとうきび投入



安全祈願の献酒

## 令和 8 年度「安全衛生標語」募集のご案内

令和 8 年 1 月  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、当協会の安全ポスター等に用いるほか、会員企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

なお、入選作品につきましては、令和 8 年 11 月 12 日(木)に岐阜県岐阜市にて開催する第 62 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 岐阜において表彰いたします。

皆様からの多数のご応募をお待ちしております。

### 募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

### 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

### 標語のテーマ

次の 3 部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるものとします。

- (1) 荷役部門・・・荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止
- イ 荷主等との連携に基づく災害防止
- ウ 高年齢労働者の荷役労働災害防止
- エ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進
- オ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施
- カ フォークリフト、テールゲートリフター、ロールボックスパレット等による災害防止

- (2) 交通部門・・・交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）
- イ 高年齢運転者の交通労働災害防止
- ウ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進
- エ 交通 KY（交通危険予知活動）の実施
- オ 安全運転の実施

- (3) 健康部門・・・健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 健康診断の実施と事後措置の徹底
- イ ストレスチェック等のメンタルヘルス対策
- ウ 過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底
- エ 腰痛予防
- オ 熱中症予防（令和 7 年改正労働安全衛生規則による事業者には義務付けられた措置の内容を含む）

## 応募の資格

次のいずれかに該当する方（家族の方を含みます。）

- (1) 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- (2) 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員または従業員の方
- (3) 当協会支部の役職員の方

## 応募の方法

- (1) 作品は、自作で未発表のものに限ります。  
どの部門にも応募できますが、1部門につきお一人3点以内とします。
- (2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。「令和8年度『安全衛生標語』募集のご案内」のページをご覧ください。  
この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で複数の方の作品を取りまとめて応募される場合は、「事業場一括応募用」をご使用ください。
- (3) ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、次の事項を必ず記載してください。
  - ア 応募者の氏名及びふりがな
  - イ 応募者の勤務先  
勤務先名（例：〇〇会社〇〇支店〇〇課）  
勤務先の住所、郵便番号及び電話番号
  - ウ 応募する部門（「荷役」「交通」「健康」）事業場で複数の方の作品を取りまとめて応募される場合は、各作品の作者が分かるようにしてください。また、応募を取りまとめた方の氏名及び連絡先も記載してください。
- (4) 上記(2)又は(3)の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送（はがき、封書）等の方法により、当協会宛てにお送りください。
- (5) 応募用紙等に記載された個人情報、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考における確認、入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためだけに利用します。その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

## 募集の締切

令和8年3月31日(火)

郵送の場合は、3月31日当日消印有効とします。

## 入選作品

- (1) 入選作品数は、次のとおりとします。

	入選作品数
最優秀賞	3作品（各部門1作品）
優秀賞	3作品（各部門1作品）
入選	6作品（各部門2作品）

- (2) 令和8年4月に当協会において入選作品を決定し、入選者本人又は応募の取りまとめた方に通知します。なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現とするため、若干の変更をお願いする場合があります。
- (3) 入選作品は、令和8年5月に当協会のホームページで公表するとともに、広報誌「陸運と安全衛生5月号」に掲載します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社・団体等の名称及び所在地（都道府県名）を掲載します。）。

(4) 令和 8 年 11 月 12 日(木)開催の第 62 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 岐阜の式典において、入選作品及び入選者の表彰を行います。

なお、代表者 1 名については、当日、当協会会長から壇上にて表彰状及び賞品を授与します。

自宅又は職場から大会会場（岐阜県岐阜市）までの往復交通費及び宿泊費は、各自のご負担となります。

(5) 入選者には、表彰状のほか、次の賞品を贈呈します。

	賞 品
最優秀賞	2 万円分の図書カード
優秀賞	5 千円分の図書カード
入選	3 千円分の図書カード

(6) 入選作品の著作権は、当協会に帰属します。

入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等の印刷物、ホームページ等で用いるほか、会員企業・事業場において広く活用していただきます。

### 応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 10 階  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 業務部 広報課

TEL : 03-3455-3857

FAX : 03-3453-7561

E-mail : r8hyougo@rikusai.or.jp

### ホームページ

[https://www.rikusai.or.jp/event\\_schedule/hyougo](https://www.rikusai.or.jp/event_schedule/hyougo)





# 令和8年1月1日から 「下請法」は「取適法」へ

令和8年1月1日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わります。

トラック運送事業に係る取適法の違反情報は、**トラック・物流Gメン**までお寄せください

## 取適法概要（トラック運送事業に係るもの）

### ■ 適用対象（取引の内容 + 資本金基準 又は 従業員基準）

取引の内容	役務提供委託（運送）、特定運送委託	
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者	中小受託事業者
	資本金3億円超 資本金1千万円超 3億円以下 常時使用する従業員300人超	資本金3億円以下（個人含む） 資本金1千万円以下（個人含む） 常時使用する従業員300人以下（個人含む）

### ■ 委託事業者の4つの義務と11の禁止事項

4つの義務	11の禁止事項		
01 発注内容の明示義務	01 受領拒否	05 買ったたき	09 不当な経済上の利益提供要請
02 書類の作成・保存義務	02 支払遅延（手形払の禁止）	06 購入・利益強制	10 不当な給付内容の変更・やり直し
03 支払期日を定める義務	03 減額	07 報復措置	11 協議に応じない一方的な代金決定
04 遅延利息の支払義務	04 返品	08 有償支給原材料等の早期決済	

## 改正ポイント

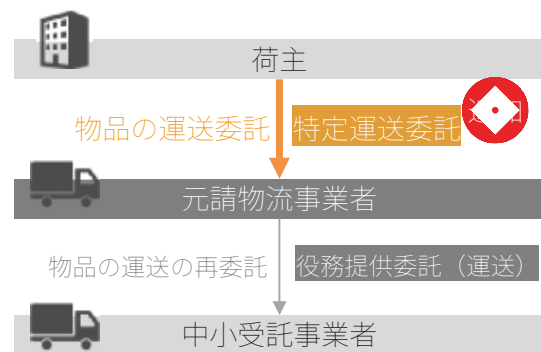
1

事業所管省庁に、指導・助言権限が付与され、報復措置の禁止に係る情報提供先にも追加されました



2

対象取引に「特定運送委託」が追加されました



## トラック・物流Gメンとは

トラック・物流Gメンは、物流業界における適正運賃の收受や労働環境の改善を目指し国土交通省が創設した専門部隊です。

長時間の荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行っています。

令和8年1月1日からは、取適法の指導等について公正取引委員会のほかトラック・物流Gメンも担います。

## 取適法に係る違反行為情報をお寄せください

取適法に係る違反行為情報も、「目安箱」（荷主等の違反原因行為の通報窓口）へお寄せください。いただいた情報は、国土交通省（トラック・物流Gメン）により、荷主等の委託事業者への是正指導等に活用します。

なお、国土交通省（トラック・物流Gメン）に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

通報例

- 包装資材（段ボール）のこすれが発生した際、原因調査を行うことなく、一方的に破損責任を押し付けられ、破損した荷物の買取を要求される。（第4条第2項第3号【不当な経済上の利益要請】）
- ○年○月○日に（荷主企業名）へ価格交渉を行ったが、「不満があるならやめてもらって構わない」と応じてもらえず、以来、取引停止を恐れて申し入れることができていない。（第5条第2項第4号【協議に応じない一方的な代金決定】）
- 配送センターへの荷下ろしの際、フォークリフト作業をドライバーが実施するように求められるが、この作業に対価は支払われていないし、保険の制約なども不安。（第4条第2項第3号【不当な経済上の利益要請】）

## トラック・物流Gメンへの連絡はこちらまで

トラック・物流Gメンサイト    トラック・物流Gメン連絡先



目安箱



## 取適法の詳細はこちら

取適法ガイドブック  
（公正取引委員会作成）



ドライバーの将来を守るかどうかは、荷主に掛かっている。

トラック・物流Gメン

検索



女性  
部会

# 「沖縄トラックガールカレンダー2026」 を作成しました

女性部会では深刻化する人手不足の解消を目的に事業用トラックの女性ドライバー等の活躍を紹介する「沖縄トラックガールカレンダー」を2024年より作成しております。物流業界で生き生きと自分らしく働く女性の姿を発信し、業界イメージの向上と新たな人材確保を図ることを目的とし、さらに、今回作成した2026年度版ではドライバーのみに限定せず、物流業界における多様な女性の働き方をテーマにしました。

作成したカレンダーは県内高校、専門学校・大学、自動車学校等へ配布し学生たちに進路選択の一つとしてのきっかけになることを目的に寄贈しています。



## 「緊急ミニトイレ」の配布

近年、全国各地において道路沿線や休憩場所等でのトラックドライバーによる「ごみのポイ捨て」が社会問題となっており、トラック運送事業に対するイメージや地域住民の皆様からの信頼にも影響を及ぼしかねない状況となっております。加えて、沖縄県においては慢性的かつ深刻な交通渋滞が発生しており、やむを得ず長時間車両内で待機せざるを得ない場面も少なくありません。

このような状況を踏まえ、やむを得ない状況下で使用できる「緊急ミニトイレ」を見本として配布いたしますので、ご試用いただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人 沖縄県トラック協会  
交通・環境対策委員長 上原 勇人

※今回配布する「緊急ミニトイレ」は、あくまで啓発及び緊急時対応の一助として配布する試供用であり、特定の商品を推奨するものではありません。



# 令和7年 年末年始の交通安全県民運動開始式 飲酒運転根絶対策優良事業所表彰

令和7年年末年始の交通安全県民運動開始式が令和7年12月19日(金)に沖縄県庁1階県民ホールで行われ、飲酒運転根絶に取り組む県内の企業・団体(7事業所)が「飲酒運転根絶対策優良事業所」として認定され、県警本部長より交付されました。

当協会からは浦西産業(株)様が認定されました。おめでとうございます。



飲酒運転根絶対策優良事業所



浦西産業株式会社

## 沖ト協無事故・事業繁栄祈願

去る1月9日(金)に那覇市の波上宮において、新年初祈禱を行い1年間の無事故と事業の繁栄を祈願いたしました。

当協会の新城英一会長・伊是名昇英副会長・上原勇人副会長等が参列し神官による交通安全と商売繁盛を願う祝詞奏上に続き、新城会長が代表して神前に玉串を捧げました。

会員の皆様におかれましては、引き続き交通事故防止の徹底に努めて頂きますようご協力お願い申し上げます。



## 協会日誌

### 2026年 2月行事予定

- 4(水) 第126回 交通対策委員会(全ト協) 13:30~ / 九州沖縄各県トラック協会事務局担当者会議(鹿児島県) 14:00~
- 5(木) 整備管理者選任(前)研修(大西区公民館) 13:30~17:00 / 全ト協重量部会「経営者研修会」(福岡県) 15:30~ / 初任運転者等に対する安全運転教育研修(沖ト協5F研修室) 09:20~17:00
- 6(金) 整備管理者選任(後)研修(大西区公民館) 09:00~12:00 / 全ト協青年部会九州ブロック大会(佐賀県) 15:00~
- 9(月) 第4回九州ブロック専務理事業務連絡会議及び事務局局長業務連絡会議(佐賀市) 13:30~ / 第2回運行管理者試験対策講習会(沖ト協5F研修室) 09:30~17:00
- 10(火) 適性診断活用講座(本島地区)(沖縄県ハイヤー・タクシー協会) 13:30~17:00 / 労働セミナー(沖ト協5F研修室) 13:30~15:30
- 11(水) 建国記念日
- 12(木) 陸災防:九州・沖縄ブロック支部長・事務局長会議(長崎市) 15:00~
- 13(金) 整備管理者選任(後)研修(陸運事務所) 09:30~12:30 / 13:30~16:30

- 17(火) 過労死等防止対策セミナー(沖ト協5F研修室) 13:30~16:30 / 全ト協:第86回広報委員会(全ト協) 13:30~15:00
- 19(木) 九州ブロック女性協議会 第3回役員会(宮崎県) 15:30~
- 20(金) 全ト協海上コンテナ部会長合同会議(ザ・プリンスくらタワー東京) 15:00~
- 23(月) 天皇誕生日
- 25(水) 第59回 環境対策・GX委員会(全ト協) 13:30~15:30 / 第2回九州ブロック飼料・畜産部会(リモート出席) 13:30~15:30
- 26(木) 第25回 労働安全・災害防止委員会(全ト協) 13:30~15:30
- 27(金) 全ト協コンテナ部会講習会(沖ト協5F研修室) 15:00~

### 2026年 3月行事予定

- 5(木) 全ト協適正化実施本部長会議(第一ホテル東京) / 全ト協理事会・政連懇談会(第一ホテル東京)
- 6(金) 各トラック協会ダンプトラック部会長会議(全ト協) 14:00~
- 10(火) 第5回理事会(沖ト協5F研修室) 12:00~(予定)
- 11(水) 九ト協:九州ブロック専務理事業務連絡会議(沖縄ハーバービューホテル) 14:00~ / 九ト協:第3回理事会(沖縄ハーバービューホテル) 15:00~
- 20(金) 春分の日

## 会員だより

### ◆入会

事業所名/代表者名	電話	FAX	〒	所在地
(名) KMT	098-959-1939	098-959-1939	901-1412	南城市佐敷字新里9

国土交通省からのお願い

## トラック運送事業の適正原価に関する実態調査への協力依頼について

### 一般貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年6月に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上を図り、持続可能な物流を実現するため、事業許可の更新制や適正原価制度が導入されることとなりました。

この度、国土交通省では、貨物自動車運送事業法改正の趣旨を踏まえ、適正原価の設定にあたってトラック事業者の原価構造の実態等を把握するため、標記調査を実施いたします。

本調査は、貨物自動車運送事業法第60条第1項及び貨物自動車運送事業報告規則第3条に基づき臨時の報告を求めるものであり、回答の義務がある調査ですので、必ずご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査結果は統計的に処理し、個別事業者の情報を外部に開示することや、運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。「適正原価」に関するご実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

◆実態調査 ご回答期限：**令和8年2月20日（金）**

#### 【本調査の実施主体】

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課  
東京都千代田区霞が関 2-1-3

#### 【本調査のお問い合わせ先】

まずは、以下のWEBサイトにアクセスいただき、ご質問への回答が解説又は掲載されているかご確認ください。

解説動画はこちら



<https://mlit.site/ask>

Q&Aはこちら



<https://mlit.site/faq>

上記 WEB サイトで疑問点が解決しなかった場合には、以下の連絡先までお問い合わせください。

- ・メールアドレス [ask@mlit.site](mailto:ask@mlit.site)
- ・FAX 03-6273-0485

TEL:050-3642-4507 (メール、ファックスによるお問い合わせが確実です)

※オペレーター対応時間：月～金（祝日を除く）／9時～18時

お電話は大変混みあいますので、つながらないことが多いため、電子メール、FAX での問い合わせにご協力をお願い申し上げます。

※アンケートの内容、回答方法の詳細については、同封の**回答要領**をご参照ください。